

証券コード：3419

2021年1月14日

株主各位

東京都江東区福住一丁目8番8号  
アートグリーン株式会社  
代表取締役社長 田中 豊

## 第29回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、極力、書面にて議決権を事前にご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年1月28日（木曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年1月29日（金曜日） 午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 T K P 新橋汐留ビジネスセンター ホール201  
東京都港区新橋四丁目24番8号2東洋海事ビル  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）  
◎株主総会当日にお配りしておりましたお土産はございません。また、株主総会終了後の株主様向け事業説明会につきましても、本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
3. 目的事項  
報告事項 1. 第29期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第29期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.artgreen.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(自2019年11月1日 至2020年10月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済対策等の効果より、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、米中通商問題や英国のEU離脱問題、更には新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、経済活動が停滞し急速に景気が悪化したため、極めて厳しい状況が続いております。未だ収束の見通しが立たない中、第3波といわれる世界的に感染再拡大の懸念もあり、当面の間、景気の先行きは不透明な状況が続くと見込まれます。

花き業界においては、東京都中央卸売市場の市場統計情報によると、2019年11月から2020年10月までの、らん鉢(胡蝶蘭)取扱金額は3,366百万円(前年同期比10.6%減)、数量では716千鉢(前年同期比11.8%減)と、いずれも減少傾向で推移いたしました。

このような事業環境の中、フラワービジネス支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主力である法人贈答用胡蝶蘭の新規顧客開拓及び既存顧客への訪問営業が困難となり、オンラインでの商談対応に切り替える等、従業員の健康と安全を第一優先に考えながら業務に取り組んでまいりました。しかしながら、緊急事態宣言解除後、経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかでの感染再拡大により、延期されておりましたブライダルの再延期や各種イベントの中止等で受注が減少いたしました。これにより売上高は市場統計同様に前連結会計年度比減となりました。

ナーセリー支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、当社オリジナル園芸資材の販売強化に注力し、売上高は堅調に推移いたしました。

フューネラル事業は、大都市圏を中心とした核家族化や葬祭規模の縮小等により葬儀単価の減少傾向が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、クラスター(集団感染)の発生等に配慮した最小限の規模での葬儀にする傾向が増えたことにより、売上高は微減となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、貸倒引当金繰入額の減少や、残業の抑制を含む人件費の削減、売上高の減少に伴う荷造運賃の減少等により前連結会計年度比減となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,853,127千円（前連結会計年度比8.4%減）、営業利益は19,927千円（前連結会計年度比53.9%減）、経常利益は31,044千円（前連結会計年度比24.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,648千円（前連結会計年度比90.2%減）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業について記載しております。

#### （フラワービジネス支援事業）

フラワービジネス支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ブライダルをはじめ各種イベントや様々な式典等が中止及び再延期となり、主力の法人贈答用胡蝶蘭の受注が大幅に減少し、売上高に大きく影響を与えました。

以上の結果、フラワービジネス支援事業の売上高は1,199,610千円（前連結会計年度比14.6%減）となりました。

#### （ナーセリー支援事業）

ナーセリー支援事業につきましては、当社オリジナル園芸資材の販売強化に注力し、新規顧客開拓及び既存取引先からのリピート注文も増加したことから、売上高は堅調に推移いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の収束する見通しが未だ立たない中、今後の花き流通量も同様に先行き不透明な状況が続いており、提携農園をはじめ自社農場では引き続き状況を見ながら可能な限り開花調節等を行い、生産出荷数量を調整するなど難しい対応が必要となっております。

以上の結果、ナーセリー支援事業の売上高は543,325千円（前連結会計年度比7.5%増）となりました。

#### （フューネラル事業）

フューネラル事業につきましては、これまでも大都市圏を中心に家族葬や密葬等、葬儀の小型化により葬儀単価が減少しており、当社においても同様に受注単価の下落傾向が続いております。更に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、葬儀参列者を少人数に抑え葬儀自体の規模を縮小する等、全般的に縮小傾向で推移したことにより、売上高の微減と影響を受けました。

以上の結果、フューネラル事業の売上高は110,191千円（前連結会計年度比2.6%減）となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は8,470千円であり、その主なものは、受発注システム3,355千円、給与計算サービス2,409千円、胡蝶蘭用プラ鉢金型1,950千円であります。

**(3) 資金調達の状況**

当社グループは、運転資金として、金融機関より長期借入金440,000千円の資金調達及び116,251千円の返済と、短期借入金50,000千円の資金調達及び50,000千円の返済を行いました。また、社債の償還20,000千円を行いました。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループが所属する花き業界は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、企業の営業活動の自粛や抑制、ブライダルをはじめとした冠婚葬祭に関わる各種イベントの中止及び縮小・延期等による花きの需要の減少が懸念され、当社グループの経営環境は引き続き厳しいものと認識しております。一方、外出自粛による在宅時間の増加で、個人消費や個人贈答用の花き類の需要は堅調に推移しており、また、企業の労働環境の整備などによるオフィス環境へのグリーン導入をはじめ、環境関連への需要も高まっております。このような状況下、当社は、主力事業であるフラワービジネス支援事業を中心に、既存事業の更なる拡大を図るとともに、その周辺事業への新たな取り組みを加速させていく為に、次のような課題に取り組んでまいります。

### ① 収益基盤の強化

当社は胡蝶蘭の苗を輸入し、生産者へ提供することにより、ナーセリー支援事業において生産分野にも進出しております。一方で、当社は仲卸業者として、市場からのセリにより胡蝶蘭をはじめとした生花を仕入れることができるうえ、小売店と同じ付加価値をもってエンドユーザーに配達する仕組みも有しております。このように当社は花き業界においてワンストップサービスが行える強みを活かし、事業の拡大を図るとともに、花き市場におけるプライスリーダーの地位を確保すべく、攻めの経営を行ってまいります。

### ② 優秀な人材の確保と育成、社内管理体制の強化

当社グループの事業は、労働集約型事業であり、花き分野における高い技量や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であります。したがって、優秀な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化、人材の適正配置を行うなど、教育環境や労働環境を整備し社員の定着を図るとともに事業に対する取り組み意欲の向上を促進すべく、体制を強化してまいります。

また、事業の拡大とともに、管理部門の強化やダブルチェック体制を基本とした社内体制の強化を図ってまいります。

### ③ 営業体制の強化（顧客基盤の拡大）

営業部門の体制を再構築し、売上増を目指すとともに、新規顧客の獲得を積極的に行ってまいります。そのために、営業部門の要員を増員するとともに、人材教育を強化し、その体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## (9) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第26期 (2017年10月期)	第27期 (2018年10月期)	第28期 (2019年10月期)	第29期 (当連結会計年度) (2020年10月期)
売上高 (千円)	—	—	2,023,374	1,853,127
経常利益 (千円)	—	—	41,346	31,044
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	16,756	1,648
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	14.86	1.46
総資産 (千円)	—	—	889,476	1,148,564
純資産 (千円)	—	—	444,460	446,896
1株当たり純資産額 (円)	—	—	393.97	394.17

(注) 第28期より連結計算書類を作成しているため、第27期以前については記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第26期 (2017年10月期)	第27期 (2018年10月期)	第28期 (2019年10月期)	第29期 (当事業年度) (2020年10月期)
売上高 (千円)	1,734,627	1,835,565	2,008,725	1,841,115
経常利益 (千円)	60,295	23,014	40,092	28,212
当期純利益 (千円)	40,356	10,614	16,556	885
1株当たり当期純利益 (円)	36.01	9.44	14.68	0.78
総資産 (千円)	861,972	801,625	880,621	1,141,170
純資産 (千円)	415,393	426,534	443,253	444,925
1株当たり純資産額 (円)	370.51	378.21	392.89	392.43

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
合同会社日本プリザーブドフラワー協会	3,000千円	100.00%	フラワービジネス支援事業

## (11) 主要な事業内容 (2020年10月31日現在)

事業区分	事業の内容
フラワービジネス支援事業	生花店への販売 法人へのフラワービジネス参入支援事業
ナーセリー支援事業	農家への胡蝶蘭苗の販売 提携生産農園の経営支援
フェーナル事業	葬祭用切花の販売

## (12) 主要な事業所 (2020年10月31日現在)

## ① 当社

名称	所在地
本社	東京都江東区福住一丁目8番8号
大阪支店	大阪府大阪市福島区吉野五丁目11番31号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区西日置二丁目6番5号
福岡営業所	福岡県福岡市博多区吉塚三丁目31番65号
大阪鶴見仲卸事業所	大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目7番70号

## ② 子会社

名称	所在地
合同会社日本プリザーブドフラワー協会	東京都江東区福住一丁目8番8号

(13) 使用人の状況（2020年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
62名	4名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（35名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	4名減	35歳8ヶ月	5年2ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（33名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況（2020年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	100,000千円
株式会社日本政策金融公庫	100,000千円
株式会社みずほ銀行	94,440千円
株式会社きらぼし銀行	64,342千円
株式会社阿波銀行	41,672千円
株式会社三井住友銀行	35,839千円

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株  
 (2) 発行済株式総数 1,133,758株（自己株式242株を除く）  
 (3) 株主数 1,750名  
 (4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
田中 豊	716,000株	63.15%
根本 和典	84,000株	7.41%
花キュービット株式会社	48,000株	4.23%
芝田 新一郎	20,000株	1.76%
堀 威夫	13,000株	1.15%
森田 厚	9,500株	0.84%
佐藤 顕勝	7,700株	0.68%
HeroHoldings株式会社	5,000株	0.44%
山口 洋	4,700株	0.41%
渡部 英孝	4,000株	0.35%
伊藤 正之	4,000株	0.35%

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要（2020年10月31日現在）

名称	第3回新株予約権
発行決議日	2013年10月31日
新株予約権の数	112個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 44,800株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	148円
新株予約権の行使期間	2015年10月28日～ 2023年10月27日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役(社外取締役除く)	4名 65個
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

- (注) 1. 2015年8月5日開催の取締役会決議において、2015年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」が調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員並びに従業員の地位にあることを要するものとします。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。
  - ③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができません。
  - ④ 取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができません。
  - ⑤ 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には新株予約権を行使することができません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役（2020年10月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 豊	合同会社日本ブリザードフラワー協会 職務執行者
専務取締役	根 本 和 典	事業本部長
専務取締役	柴 田 益 司	事業本部副本部長
取締役	伊 藤 正 之	事業本部副本部長
取締役	芝 田 新 一 郎	管理部長
取締役	村 田 則 夫	営業本部長
取締役	小 松 隆 一	—
常勤監査役	横 田 孝	—
監査役	山 田 孝 雄	—
監査役	長 岡 徹	—

- (注) 1. 取締役のうち、小松隆一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、横田孝、山田孝雄及び長岡徹の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役のうち、山田孝雄氏は、長年に亘り金融機関に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役小松隆一氏及び常勤監査役横田孝氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 2020年1月30日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、監査役藤本健介氏は辞任により、退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としておりません。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	7 （1）	52,080 （600）
監査役 （うち社外監査役）	4 （3）	4,440 （4,290）
合計 （うち社外役員）	11 （4）	56,520 （4,890）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の総額は、2018年1月30日開催の株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分5,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬等の総額は、2008年1月25日開催の株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小 松 隆 一	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	横 田 孝 孝	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回、監査役会12回のうち12回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。
社外監査役	山 田 孝 雄	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、監査役会12回のうち11回に出席し、長年の金融機関での勤務経験で培われた経験や見地を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。
社外監査役	長 岡 徹	就任後当事業年度開催の取締役会8回のうち8回、監査役会8回のうち8回に出席し、長年の証券会社等での勤務経験で培われた経験や見地を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。

## 5. 会計監査人に関する状況

### (1) 会計監査人の名称

丸の内監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の過去の監査実績、監査計画、監査報酬見積額の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の監査業務の品質、継続監査年数のほか、会社都合等を勘案し、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や監査品質を確保する監査体制及び監査活動の適切性や妥当性を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会は会計監査人不再任の議案を株主総会に付議いたします。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業人として社会倫理に適合した良識ある行動をとるようにコンプライアンス規程を定め、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に周知徹底を図り、健全な企業風土の維持発展に努めます。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社は、取締役及び業務執行者の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程で定め、保存年限内の文書に関しては必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において経営の重要案件を議論し、事業リスクの低減を図ります。また、当社及び当社子会社は、リスク管理規定その他社内規程の整備、遵守を推進し、様々なリスクに備えます。また、危機的事態が顕在した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対応を検討します。

#### ④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催することにより重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行います。また、業務分掌規程、職務権限規程等に業務執行の手続きを明確に定め、部門長との連携を強化することにより、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。当社子会社においては、当社代表取締役も出席する月1回の定例会議により、子会社の役員等の職務の執行に係る事項の報告を受け、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。

#### ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ監査役を補助すべき使用人を指名します。当該使用人は、監査役会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事

評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社のすべての取締役等及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとし、当社に重大な損失を及ぼすような影響のある事実を発見した場合には、法令及び関連規程に従い監査役への報告を遅滞なく行うよう、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人に対して周知徹底します。

また、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査役の請求に基づき速やかに処理するものとします。

- ⑧ その他の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規程、監査役監査基準に則して行動するとともに、会計監査人と緊密に連携を保ち、合理的な監査に努めることで監査役の監査が実効的に行われることを確保するものとします。また、必要な場合には専門家との意思疎通を図るなどの対応を行うこととします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は計11回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っております。

- ② 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は計12回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っております。また、稟議書等の重要書類を適時閲覧したり、提携する胡蝶蘭生産農園の往査等により、監査の実効性を確保しております。

③ コンプライアンス

従業員に対し、社内研修を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの遵守に努めました。

④ 内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正な執行の確認を行いました。

⑤ 反社会的勢力の排除に対する取組み状況

新規取引先並びに新規採用者に対しては、管理部が反社会的勢力との該当性を判断し、既存取引先に対しては、原則として年に1度、「反社会的勢力調査」を行っております。また、警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,015,343	流 動 負 債	304,025
現金及び預金	623,780	買 掛 金	61,715
受取手形及び売掛金	230,654	1年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	38,075	1年内返済予定の長期借入金	122,152
仕 掛 品	112,163	リ ー ス 債 務	950
原材料及び貯蔵品	153	未 払 金	47,157
前 払 費 用	10,911	未 払 費 用	13,453
そ の 他	18,031	未 払 法 人 税 等	2,352
貸 倒 引 当 金	△18,425	未 払 消 費 税 等	15,018
固 定 資 産	133,220	賞 与 引 当 金	11,753
有 形 固 定 資 産	16,644	株 主 優 待 引 当 金	3,090
建物及び構築物	5,602	そ の 他	6,383
土 地	2,590	固 定 負 債	397,642
リ ー ス 資 産	4,585	社 債	20,000
そ の 他	3,865	長 期 借 入 金	373,751
無 形 固 定 資 産	34,520	リ ー ス 債 務	3,805
ソフトウェア	2,931	そ の 他	86
の れ ん	25,422	負 債 合 計	701,668
そ の 他	6,167	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	82,054	株 主 資 本	445,898
投資有価証券	11,792	資 本 金	140,188
敷金・保証金	20,155	資 本 剰 余 金	92,173
保険積立金	40,463	利 益 剰 余 金	214,001
破産更生債権等	8,318	自 己 株 式	△465
繰延税金資産	8,631	その他の包括利益累計額	997
そ の 他	1,011	その他有価証券評価差額金	997
貸 倒 引 当 金	△8,318	純 資 産 合 計	446,896
資 産 合 計	1,148,564	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,148,564

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自2019年11月1日)  
(至2020年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,853,127
売 上 原 価		1,064,404
売 上 総 利 益		788,723
販売費及び一般管理費		768,795
営 業 利 益		19,927
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	89	
受 取 配 当 金	244	
受 取 助 成 金	12,184	
保 険 解 約 返 戻 金	1,818	
そ の 他	862	15,200
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,951	
社 債 利 息	111	
為 替 差 損	366	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	806	
そ の 他	847	4,083
経 常 利 益		31,044
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 処 分 損	19,907	19,907
税金等調整前当期純利益		11,137
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,878	
法 人 税 等 調 整 額	3,609	9,488
当 期 純 利 益		1,648
親会社株主に帰属する当期純利益		1,648

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自2019年11月1日)  
(至2020年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	139,732	91,717	212,352	△465	443,337
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	456	456			912
親会社株主に帰属する当期純利益			1,648		1,648
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	456	456	1,648	—	2,560
当期末残高	140,188	92,173	214,001	△465	445,898

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	其他 有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	1,123	1,123	444,460
連結会計年度中の変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)			912
親会社株主に帰属する当期純利益			1,648
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△125	△125	△125
連結会計年度中の変動額合計	△125	△125	2,435
当期末残高	997	997	446,896

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

合同会社日本プリザーブドフラワー協会

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関係会社数

1社

会社等の名称

A&A株式会社

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、5月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### a 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### b その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## ② たな卸資産

### a 商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### b 仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### c 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～29年

その他 2～15年

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌連結会計年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① のれんの償却方法および償却期間

10年間で均等償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,173千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式の総 数				
普通株式(株)	1,128,400	5,600	—	1,134,000
合計(株)	1,128,400	5,600	—	1,134,000
自己株式の数				
普通株式(株)	242	—	—	242
合計(株)	242	—	—	242

(注) 発行済株式の増加5,600株の内訳は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 46,000株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、債権保証サービスを利用するなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。当社グループでは、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に実行できなくなるリスク)については、当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）をご参照ください）。

	連結貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	623,780	623,780	—
(2) 受取手形及び売掛金	230,654	230,654	—
(3) 投資有価証券	3,262	3,262	—
(4) 破産更生債権等	8,318		
貸倒引当金（※1）	△8,318		
差引	—	—	—
資産計	857,697	857,697	—
(1) 買掛金	61,715	61,715	—
(2) 未払金	47,157	47,157	—
(3) 未払法人税等	2,352	2,352	—
(4) 未払消費税等	15,018	15,018	—
(5) 社債（※2）	40,000	39,685	△314
(6) 長期借入金（※3）	495,903	499,712	3,809
(7) リース債務（※4）	4,755	5,027	271
負債計	666,901	670,668	3,766

（※1） 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内償還予定の社債を含めております。

（※3） 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※4） 1年内返済予定のリース債務を含めております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資 産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

## (4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

負債

## (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 社債 (6) 長期借入金 (7) リース債務

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。社債、長期借入金のうち固定金利によるもの及びリース債務は、元利金の合計額を、同様の新規借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	5,091
関係会社株式	3,438
出資金	73

非上場株式、関係会社株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	623,780	—	—	—
受取手形及び売掛金	230,654	—	—	—
合計	854,434	—	—	—

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	20,000	—	—	—	—
長期借入金	122,152	94,202	58,684	24,424	30,931	165,510
リース債務	950	979	1,012	1,045	769	—
合計	143,102	115,181	59,696	25,469	31,700	165,510

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 394円17銭
2. 1株当たり当期純利益 1円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

自社農場の開設

当社は、2020年10月29日開催の取締役会において、愛知県豊橋市にアートグリーン株式会社愛知農場を開設することを決議し、2020年11月1日に事業を開始しました。

- (1) 新規事業の内容 観葉植物の自社農場生産
- (2) 新規事業開始の時期 2020年11月1日
- (3) 新規事業が営業活動に及ぼす重要な影響

オフィス内の快適環境整備・インテリア設計など、近年需要が高まっております観葉植物に関する事業の受け皿を立ち上げることにより、販売強化及び売上原価の削減による収益基盤の拡大に資するものと判断しております。

# 貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	996,425	流 動 負 債	298,602
現 金 及 び 預 金	605,287	買 掛 金	61,715
売 掛 金	230,654	1年内償還予定の社債	20,000
商 品 及 び 製 品	38,075	1年内返済予定の長期借入金	122,152
仕 掛 品	112,163	リ ー ス 債 務	950
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	153	未 払 金	46,006
前 払 費 用	10,911	未 払 費 用	13,447
そ の 他	17,606	未 払 法 人 税 等	1,392
貸 倒 引 当 金	△18,425	未 払 消 費 税 等	14,930
固 定 資 産	144,744	預 り 金	2,558
有 形 固 定 資 産	16,644	賞 与 引 当 金	11,753
建 物	5,602	株 主 優 待 引 当 金	3,090
土 地	2,590	そ の 他	607
リ ー ス 資 産	4,585	固 定 負 債	397,642
車 両 運 搬 具	122	社 債	20,000
工 具 器 具 及 び 備 品	3,742	長 期 借 入 金	373,751
無 形 固 定 資 産	8,839	リ ー ス 債 務	3,805
ソ フ ト ウ ェ ア	2,931	そ の 他	86
そ の 他	5,908	負 債 合 計	696,245
投 資 そ の 他 の 資 産	119,260	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	8,353	株 主 資 本	443,927
関 係 会 社 株 式	4,900	資 本 金	140,188
関 係 会 社 出 資 金	36,000	資 本 剰 余 金	90,301
出 資 金	73	資 本 準 備 金	45,513
長 期 前 払 費 用	238	そ の 他 資 本 剰 余 金	44,787
保 険 積 立 金	40,463	利 益 剰 余 金	213,902
破 産 更 生 債 権 等	8,318	そ の 他 利 益 剰 余 金	213,902
繰 延 税 金 資 産	8,375	繰 越 利 益 剰 余 金	213,902
そ の 他	20,855	自 己 株 式	△465
貸 倒 引 当 金	△8,318	評 価 ・ 換 算 差 額 等	997
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	997
資 産 合 計	1,141,170	純 資 産 合 計	444,925
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,141,170

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(自2019年11月1日)  
(至2020年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,841,115
売 上 原 価		1,064,404
売 上 総 利 益		776,710
販売費及び一般管理費		759,930
営 業 利 益		16,780
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	334	
保 険 解 約 返 戻 金	1,818	
受 取 助 成 金	12,184	
そ の 他	270	14,608
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,951	
社 債 利 息	111	
そ の 他	1,113	3,176
経 常 利 益		28,212
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 処 分 損	19,907	19,907
税 引 前 当 期 純 利 益		8,305
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,554	
法 人 税 等 調 整 額	3,864	7,419
当 期 純 利 益		885

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自2019年11月1日  
至2020年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	139,732	45,057	44,787	89,845	213,016	213,016	△465	442,129
事業年度中の 変動額								
新株の発行 (新株予約権 の行使)	456	456		456				912
当期純利益					885	885		885
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	456	456	—	456	885	885	—	1,797
当期末残高	140,188	45,513	44,787	90,301	213,902	213,902	△465	443,927

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,123	1,123	443,253
事業年度中の 変動額			
新株の発行 (新株予約権 の行使)			912
当期純利益			885
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△125	△125	△125
事業年度中の変動額合計	△125	△125	1,671
当期末残高	997	997	444,925

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式および関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

##### ① 市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### ② 市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ③ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (3) 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌事業年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

## 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,173千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	1,498千円
短期金銭債務	803千円

## (損益計算書に関する注記)

## 関係会社との取引高

売上高	13,022千円
仕入高	8,607千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	242	—	—	242

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	8,191千円
賞与引当金	3,600千円
株主優待引当金	946千円
減価償却費超過額	962千円
投資有価証券評価損	534千円
資産除去債務	2,550千円
その他	2,413千円
繰延税金資産小計	19,199千円
評価性引当額	△9,924千円
繰延税金資産計	9,275千円

繰延税金負債

未収事業税	△459千円
その他有価証券評価差額金	△440千円
繰延税金負債計	△900千円
繰延税金資産の純額	8,375千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械および装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 392円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円78銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年12月18日

アートグリーン株式会社  
取締役会 御中

丸の内監査法人  
東京都千代田区

指 定 社 員                    公認会計士 金 光 良 昭 印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員                    公認会計士     間   達 哉 印  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アートグリーン株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アートグリーン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年12月18日

アートグリーン株式会社  
取締役会 御中

丸の内監査法人  
東京都千代田区

指 定 社 員                    公認会計士 金 光 良 昭 印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員                    公認会計士                    間   達 哉 印  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アートグリーン株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査業務分担部門である管理部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の代表者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人丸の内監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人丸の内監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月25日

アートグリーン株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	横 田	孝	Ⓜ
監 査 役（社外監査役）	山 田	孝 雄	Ⓜ
監 査 役（社外監査役）	長 岡	徹	Ⓜ

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

監査を通じた更なるガバナンスの向上を図り、監査役監査の実効性をより高めるため、監査役の員数を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第31条 当社の監査役は、 <u>3名</u> 以内 とする。	第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第31条 当社の監査役は、 <u>5名</u> 以内 とする。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	再任 田中豊 (1966年1月21日生)	1988年4月	STT株式会社（現PGMホールディングス株式会社）入社	716,000株
		1991年12月 2019年10月	当社設立 代表取締役社長（現任） 合同会社日本プリザーブドフラワー協会職務執行者（現任）	
【取締役候補者とした理由】 田中豊氏は、当社を設立して以来、代表取締役として事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、今後も当社の事業拡大、意思決定や経営監督に関する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。				
2	再任 根本和典 (1965年3月19日生)	1988年4月	STT株式会社（現PGMホールディングス株式会社）入社	84,000株
		1992年4月 2015年4月	当社入社 専務取締役（現任） 当社事業本部長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 根本和典氏は、当社の創業期より、専務取締役として事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、今後も当社の事業拡大に対する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。				
3	再任 柴田益司 (1951年9月6日生)	1988年4月	合資会社大城物産入社	一株
		1992年4月	有限会社シバタナーセリー設立 代表取締役	
1998年12月 2012年5月 2015年4月 2016年1月				
当社入社 取締役種苗部長 当社取締役退任 当社事業副本部長（現任） 当社取締役（現任）				
【取締役候補者とした理由】 柴田益司氏は、当社入社前よりナーセリー支援事業に携わり、当社入社後は当社の同事業の責任者として事業拡大に貢献してまいりました。ナーセリー支援事業に係る高い知見と経験を有していることから、当社の事業拡大に今後も貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	再任  い とう まさ とき 伊 藤 正 之 (1969年9月27日生)	1990年4月	合資会社オーキッドバレー入社	4,000株
		1994年10月	当社入社	
		2005年10月	当社取締役（現任）	
		2015年4月	当社事業本部副本部長（現任）	
		【取締役候補者とした理由】 伊藤正之氏は、入社以来、提携農園への生産指導や新規事業に尽力し、事業拡大に貢献してまいりました。今後もそれらの経験を活かし、当社の事業拡大に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		
5	再任  しば た しんいちろう 芝 田 新一郎 (1964年7月8日生)	1990年4月	学校法人早稲田大学勤務	20,000株
		1995年4月	株式会社ボルケ入社	
		2007年4月	当社入社	
		2012年6月	当社取締役（現任）	
		2015年4月	当社管理部長（現任）	
		【取締役候補者とした理由】 芝田新一郎氏は、入社以来、管理部門において主導的な役割を果たすとともに、当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスにも尽力してまいりました。それらの経験を取締役会において活かすことにより、取締役会の経営監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者といいたしました。		
6	再任  むら た のり お 村 田 則 夫 (1951年1月2日生)	1969年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	一株
		2004年4月	泉友株式会社出向	
		2005年4月	同社転籍	
		2013年7月	建匠株式会社顧問	
		2016年2月	当社入社	
		2017年6月	当社執行役員営業本部長	
		2018年1月	当社取締役営業本部長（現任）	
		【取締役候補者とした理由】 村田則夫氏は、金融機関において支店長等を歴任し、その豊富な経験と実績を活かして、入社以来、当社の事業拡大に貢献してまいりました。そのため、当社の事業拡大及び重要な職務執行の決定に対する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
7	再任  こまつりゅういち 小松隆一 (1942年12月9日生)	1995年6月 1998年6月 1999年6月 2002年4月 2003年4月 2006年5月 2010年8月 2016年1月	ユニバーサル証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 UFJつばさ不動産株式会社(現MUSビジネスサービス株式会社) 代表取締役 UFJつばさビジネスサービス株式会社(現MUSビジネスサービス株式会社) 代表取締役 株式会社セールスアウトソーシング代表取締役 同社相談役 当社社外取締役(現任)	一株
		<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> 小松隆一氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。		

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  2. 取締役候補者田中豊氏は、当社の親会社等に該当します。
  3. 小松隆一氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 当社は、小松隆一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  5. 当社は、小松隆一氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
  6. 小松隆一氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

当社において更なるコーポレートガバナンスの強化を図るため、第1号議案が可決されることを条件として、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
新任  おかのよしひこ 岡野良彦 (1952年11月15日生)	1979年4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入社	一株
	2000年10月	泉友株式会社出向 企画部長	
	2006年11月	株式会社三井住友銀行退職	
	2006年12月	泉友株式会社入社	
	2007年6月	泉友株式会社取締役	
	2018年6月	泉友株式会社退職	
	2018年9月	三井住友ファイナンス&リース株式会社入社	
	2019年8月	三井住友ファイナンス&リース株式会社退職	
	【社外監査役候補者とした理由】		
岡野良彦氏は、永きに亘り金融機関に在籍し、財務・会計に関する幅広い知見を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役候補者いたしました。			

- (注) 1. 岡野良彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡野良彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 岡野良彦氏の監査役選任が承認可決され就任した場合、当社は、岡野良彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 岡野良彦氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査役選任が承認可決され就任した場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場：TKP新橋汐留ビジネスセンター ホール201  
東京都港区新橋四丁目24番8号2 東洋海事ビル  
受付開始は午前9時30分を予定しております。



### (交通アクセス)

JR線	新橋駅 烏森口	(徒歩約4分)
都営三田線	内幸町駅	(徒歩約9分)
都営浅草線	新橋駅 A1出口	(徒歩約3分)
ゆりかもめ	新橋駅 A1出口	(徒歩約4分)
東京メトロ銀座線	新橋駅 8出口	(徒歩約5分)

(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会当日にお配りしておりましたお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。